

学校法人会計について

1 学校法人の概要

○学校法人とは、「学校教育法」「私立学校法」の定めるところにより、私立学校の設置を目的として設置された法人のことです。国が設置する国立学校、都道府県や市町村などの地方自治体が設置する公立学校に対して、学校法人は私立学校を設立する母体となっています。

○私立学校の設立に関しては、所轄庁（文部科学大臣又は都道府県知事）が定める設置基準等を満たすことが必要です。学校法人による学校運営は、国公立の学校と比べて、特色のある教育理念を掲げ、独自の教育方針を実践しています。

2 計算書類

○国または地方公共団体から経常費補助金の交付を受けている学校法人は、私立学校振興助成法第 14 条に基づき、文部科学大臣の定める「学校法人会計基準」という会計処理のルールに従って、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、所轄庁に届け出ることが義務付けられています。

・資金収支計算書

毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容、並びに当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにすることを目的とします。

・活動区分資金収支計算書

資金収支計算書の決算額を 3 つの活動区分ごとに区分し、活動ごとの資金の流れを明らかにします。

「教育活動による資金収支」

⇒キャッシュベースでの教育活動の収支状況

「施設整備等活動による資金収支」

⇒当年度の施設設備の購入状況及び財源の調達状況

「その他の活動による資金収支」

⇒借入金の収支、資金運用の状況等、主に財務活動

・事業活動収支計算書

毎会計年度、当該会計年度の「教育活動」、「教育活動以外の経常的な活動」及び「それ以外の活動」の、合わせて 3 つの活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において基本金に組み入れる額を控

除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにすることを目的とします

- 貸借対照表

期末時点における資産及び負債、純資産（基本金・繰越収支差額）の内容及び在り高を明示し、学校法人として財務状況（ストック）を明らかにします。

また、貸借対照表の内容をより具体的に理解する為に、3つの重要科目について、固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表の作成が求められています。

3 学校法人会計と企業会計の違い

○学校会計

学校法人は極めて公共性の高い経営体で、その目的である教育・研究活動を安定的に継続していくために、資金の収入と支出を明らかにすることを重視しています。

○企業会計

企業は、営利目的の経済活動を行う組織で、利益を追求することを目的とし、利益の源泉となる収益とそれに費やした費用から経営状態を見ることになります。

項 目	学校法人会計	企業会計
事業目的	教育・研究活動	利潤獲得の為の経済活動
会計原則	収支を重視	損益を重視
会計処理ルール	学校法人会計基準	企業会計原則
作成書類 ※各書類の相違点は、 本項目以降記載	資金収支計算書 (活動区分資金収支計算書)	キャッシュ・フロー計算書
	事業活動収支計算書	損益計算書
	貸借対照表	貸借対照表
利益処分（配当など）	無（収支均衡が原則）	有（株主配当等）

4 資金収支計算書（学校会計）とキャッシュ・フロー計算書（企業会計）について

○資金収支計算書（学校会計）は、企業会計でいう「キャッシュ・フロー計算書」に相当します。企業会計のキャッシュ・フロー計算書は、損益計算書では把握できない資金の動きを営業活動、投資活動、財務活動ごとに示し、期首からどのようにキャッシュが出入りし、期末の残高はいくらか、を計算する為の会計書類です。

○学校会計の資金収支計算書は全ての収入・支出を表す資料となっており、損益には関わらない前受金などの資金収入、固定資産取得時の資金支出など資金の増減に関わるものをすべて表示します。

○共にどのような活動で資金が増減したのか、期首の資金残高が、どのような活動により期末の資金残高になったのかを把握することができます。

5 事業活動収支計算書（学校会計）と損益計算書（企業会計）について

- 学校法人の損益を表す事業活動収支計算書（学校会計）は、企業会計でいう「損益計算書」に相当し、資金の動きを伴わない「現物寄付」、「減価償却額」、「退職給与引当金繰入額」などを加えて収支計算を行います。資産や負債となる収支は含まれません。
- 企業会計では損益を段階的に営業損益、経常損益、税引前損益、税引後損益と表示するのに対し、学校会計では収支バランスを段階的に教育活動収支差額、経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額、当年度収支差額と表示することとされています。
- 学校会計と企業会計でもっとも異なる点は、当年度収支差額の前に「基本金組入額」という科目がある点です。基本金組入額をマイナスする前の基本金組入前当年度収支差額が、企業会計での最終損益と同じものになります。

「基本金」とは・・・

学校法人が教育研究活動を行っていく上で必要な資産のうち、自己資金で取得した資産の額のことで、教育研究活動を行っていくためには、校地、校舎、機器備品、図書、現金・預金などの資産が必要不可欠であり、これらを保持し、維持していかなければ教育研究機関としての学校の機能は果たせません。その必要不可欠な維持すべき資産を捉えた概念が「基本金」です。

基本金は、学校法人会計基準において、以下の4つに分類し規定されています。

第1号基本金	校地、校舎、機器備品、図書等の自己資金で取得した固定資産の額 ⇒ 保有形態は有形固定資産、その他の固定資産
第2号基本金	固定資産を取得する為に留保した預金等の資産の額 ⇒ 保有形態は第2号基本金引当特定資産
第3号基本金	奨学基金、研究基金として継続的に保持し運用する資産の額 ⇒ 保有形態は第3号基本金引当特定資産
第4号基本金	学校法人の円滑な運営に必要な運転資金の額 ⇒ 保有形態は現預金及びこれに類する金融資産

6 貸借対照表について

- 学校会計及び企業会計における「貸借対照表」は、共に期末時点における財務状況を示す、同じ役割を担う財務諸表ですが、企業会計の資本金にあたる部分を、学校会計では学校法人特有の基本金に記載されます。